

答申 情第20号

平成20年4月17日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

公文書非公開決定処分に関する諮問について（答申）

平成19年11月20日付FNo. 0・4・5により諮問のありました事案
について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件の異議申立てに係る消防団消防後援会費に関する公文書の存否について再度調査し、改めて公開、非公開の決定をすべきである。

2 異議申立ての経緯

本件の異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成19年10月23日消防団消防後援会費（以下「消防団後援会費」という。）徴収について相模原市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項に基づき公文書の公開請求を行ったが、同年11月5日付で、条例上の実施機関である相模原市長から、「消防団後援会費に係る公文書は取得しておらず存在しないため」との非公開決定を受けた。

これに対して申立人が同月12日、その非公開決定を取り消し、公開を求める異議申立てをしたので、実施機関は、同月20日付で、当審査会に対し条例17条に基づく不服審査の諮問を行った。

3 異議申立人の趣旨

消防団事務を掌る消防総務課は、公文書不存在として事実関係を隠そうしていることは明々白々であり、行政庁としての不作為が問われる。

慣行として、消防団後援会費の徴収や消火器の斡旋販売が行われていることは衆知のことであり、この事実は消防組織法8条（市町村の消防に要する費用）、地方財政法4条の5（割当的寄附金等の禁止）、市消防団に関する条例11条4項及び7項に明確に違反している。

消防団は、市の消防行政組織・機関である。従って、消防団は、住民に対し直接的であると間接的であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収することは許されない。現行の消防団後援会費徴収は地方財政法4条5号に該当する。また、このことは市からの消防団運営交付金が消防団の運営実態を十分カバーしていないことを表している。真に必要な消防団運営費の欠如の場合、消防組織法8条違反の恐れがある。

消防団に対して、消防団後援会費の割当徴収、宴会等飲食費への支出、消火器斡旋、公職選挙法について、服務監督する義務が市にあり、違法行為の事実を把握していながら黙認していることが問題である。

消火器斡旋の透明化や消防団の政治的中立にも市は留意することが肝要と思われる。

因みに横浜市では消防団の活動奨励費等が政治資金パーティ券購入に使われ、勤務時間中に消防署員が代金支払いに係わっていた事件が発生している。

4 実施機関の非公開理由説明要旨

(1) 消防団員に関する制度、待遇について

「消防団」は消防組織法9条に基づき市町村が設けなければならないとなっている市の機関であり、非常勤の消防団員は地方公務員法上、特別職とされている(地方公務員法3条3項5号)。

特別職の非常勤職員については、地方公共団体の事務にもっぱら従事するのではなく特定の知識、経験に基づき、随時、地方公共団体の行政に参画する者または他に生業を有することを前提として、一定の場合に限り地方公共団体の業務を行う者の職をいうとされている。

特別職は、①住民またはその代表の信任によって就任する政治職、②任命権者が自由に選任することができる自由任用職、③その職に専念することが予定されていない非専務職の三つが考えられる。この中の非専務職とは、生活を維持するための公務に就くのではなく、特定の場合に、一定の学識、知識、経験、技能などに基づいて、随時、地方公共団体の業務に参画するものの職を意味する。これらの職を占めるものは、その担当する職務の日程があらかじめ予定されておらず、当該公務のほかに職務を有していたり、公務のために使用する時間が短時間であったり、その期間が短いのが通例である。消防団員は③の非専務職と考えられ、地域住民の生命、財産の安全を守るためのボランティアとしての性格を有し、職業的公務員ではない。

常勤の職員は給料、旅費及び各種手当等を支給し、非常勤の職員には報酬と費用弁償を支給している。消防団員は、非専務性という性格上、火災発生時等の費用弁償については、勤務を特定し認定する必要がある。消防団員の報酬と費用弁償は、市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例により定められている。

(2) 本件対象文書の不存在について

市は、消防団の運営に必要な消防詰所、消防車両、装備等消防団の維持(光熱水費等を含む)に必要な整備をするとともに、非常勤職員の役務の対価として「報酬」を支払い、出勤等に際し、職務の執行に要した経費を償うため「費用弁償」を支給している。

また、消防団活動を円滑に運営するため、市消防団運営交付金要綱に基づき「運営交付金」を分団単位に支給している(報告には領収書を添付する)。消防団としての公的な活動の部分には職務の執行に要した経費は十分に賄われていると認識している。

それゆえ消防団として消防団後援会費は必要がないと考える。

消防団は、その歴史の中で様々な形で地域に密着し、地域とともに発達

してきた組織である。また、消防団員は他に生業としての仕事を持つ傍ら、「自らの地域は自らで守る」という社会共助の旺盛な精神で成り立っている。このため消防団には地域の理解と協力が不可欠である。

このように地域との密接なつながりがあるなかで、消防団が地元からいろいろな名目で後援を受けていることは承知しているが、後援は消防活動ではなく「地域の安全と安心」に対する私的な活動に対するものと理解しているので強制的なものではなく、また消防団後援会費を徴収する権限もない。このことは、長い歴史の中で、地域ごとに生まれた慣習であり、消防団後援会費の有無・単価についても、地域によって様々であり、市として関与するものでなく、内容の把握もしていない。

したがって、公文書公開請求された消防団後援会費に関する文書は市の文書科目表においても記載されておらず、存在しないため非公開とした。

5 審査会の判断

本件は、文書に関してその非公開部分の公開を求めるというものではなく、申立人がその存在を主張し、実施機関がこれを保有していないと主張する文書についての公開を求めるものであり、当審査会は次のとおり判断する。

消防団員は、生活を維持するために公務に就くのではなく、当該公務のほかに職務を有していたり、特定の場合に、随時、市の業務に参画しているので、公務のために使用する時間が短時間であり、職業的公務員ではない。また、地域住民の生命、財産の安全を守るためのボランティアとしての性格も有している。

消防団というひとつの組織（名称）の中に二面性がある。ひとつは、市の機関である組織消防として消防活動をする公務の部分であり、もうひとつは、地域のボランティアとしての消防活動以外の活動をするものであるが、実際上では言葉の使い分けはされていない。

実施機関は、消防団活動の運営、維持に必要な経費は、消防団運営交付金などを含め、全て市が賄っていることから、地元からの消防団後援会費は、地域とのつながりでボランティア部分（私的な活動）への後援であり、消防団としての公的な活動の部分には職務の執行に要した経費は十分に賄われており、公的な側面の消防団として消防団後援会費は必要がなく、それゆえ、実施機関には消防団後援会費に係る公文書が存在していないと主張している。

しかしながら、実施機関も消防団後援会費の存在自体を否定しておらず、その消防団後援会費が、市の機関としての消防団活動に使用されている可能性も否定できない。

仮に、消防団後援会費が訓練費、研究補助費等として消防団の公的な活動

の部分に使用されているとすれば、それは市の機関としての活動への支出にあたり、その収支に関する文書も原則公文書に該当すると判断せざるを得ない。

そこで、当審査会は、その可能性を判断するにあたり、消防団に存在しているはずの消防団後援会費に関する会計処理文書を閲覧・調査する必要があり、実施機関に対して各消防団の消防団後援会費の収支決算書等を入手するよう要請した。しかしながら、実施機関から文書の提出がなかったため、その確証を得ることができなかった。

以上の点から当審査会としては、消防団後援会費が、市の機関としての消防団活動に使用されている可能性も否定できず、消防団後援会費が消防団の公的な活動の部分に使用されているとすれば、それは市の機関としての活動への支出にあたり、その収支に関する文書は原則公文書に該当すると判断する。

よって、実施機関が当該公文書の存否について再度調査し、決定することを当審査会の答申とする。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成19年11月20日	・ 諮 問
11月21日	・ 実施機関に理由説明書の提出要求
11月28日	・ 実施機関からの理由説明書を受理
11月30日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付
12月10日	・ 異議申立人からの意見書を受理
12月20日 (第1回審査会第2部会)	・ 審 議 ・ 実施機関の職員から理由説明の聴取
平成20年 1月23日	・ 実施機関からの理由補充説明書を受理

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 1月28日	・異議申立人に理由補充説明書の写しを送付
2月 1日 (第2回審査会第2部会)	・審 議 ・実施機関の職員の意見陳述
2月 7日	・異議申立人からの意見書を受理
2月25日 (第3回審査会第2部会)	・審 議
3月21日 (第4回審査会第2部会)	・審 議
4月 7日 (第5回審査会第2部会)	・審 議

第2部会委員 西澤 宗英
室井 敬司
橋本 慎一